

平成 年 月 日 税務署長殿		所管	業種目	概況書	要否	別表等	※ 連結申告 一連番号
納税地	電話() -	連結親法人整理番号		税務署 売上金額 申告年月日		連結グループ整理番号 連結事業年度(至) 兆 十億 百万 申告区分 庁指定 局指定 指導等 区分	
(フリガナ) 連結親法人名		経理責任者 自署押印		旧納税地及び 旧法人名等		通信日付印 確認印 省略 年 月 日	
(フリガナ) 代表者自署押印		添付書類 <small>貸借対照表、損益計算書、株主(社員)資本等変動計算書又は損益金処分表、資産特定科目内訳明細書、個別帰属関係に関する書類、事業概況書、組織再編に係る移転資産等の明細書</small>		申告年月日 年 月 日		翌年以降送付要否 要 <input type="radio"/> 否 <input type="radio"/> 適用額明細書提出の有無 有 <input type="radio"/> 無 <input type="radio"/>	
代表者住所				税理士法第30条の書面提出有 <input type="radio"/> 無 <input type="radio"/> 税理士法第33条の2の書面提出有 <input type="radio"/> 無 <input type="radio"/>		平成 年 月 日	

別表一(二) 各連結事業年度の連結所得に係る申告書 | 特定の医療法人の分... 平二十七・四・一以後終了連結事業年度分(平二十六・十・一前開始連結事業年度用)

連結事業年度分の 申告書

平成 年 月 日

平成 年 月 日

連結所得金額又は連結欠損金額 (別表四の二「55の①」)	1	十億 百万 千 円	この申告による還付金額	14	所得税等還付金額 (40)	十億 百万 千 円
法人税額 (32)	2		この申告が修正申告である場合	15	連結中間納付額 (12)-(11)	
法人税額の特別控除額 (別表四の二「55の②」)	3		この申告の修正前の申告前	16	連結欠損金の繰戻しによる還付請求税額	外
差引法人税額 (2)-(3)	4		この申告の修正前の申告前	17	計 (14)+(15)+(16)	外
連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額	5		この申告の修正前の申告前	18	連結所得金額又は連結欠損金額	
課税土地譲渡利益金額 (別表三(二)「24」+別表三(二)の二「25」+別表三(三)「20」)	6	0 0 0	この申告の修正前の申告前	19	課税土地譲渡利益金額	
同上に対する税額 (33)+(34)+(35)	7		この申告の修正前の申告前	20	法人税額	
法人税額計 (4)+(5)+(7)	8	0 0	この申告の修正前の申告前	21	還付金額	外
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	9		この申告の修正前の申告前	22	この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額 ((13)-(20))若しくは ((13)+(21))又は(21)-(17)	外 0 0
控除税額 ((8)-(9))と(38)のうち少ない金額	10		この申告の修正前の申告前	23	連結欠損金等の当期控除額 (別表七の二「3の計」又は「16」)	
差引連結所得に対する法人税額 (8)-(9)-(10)	11	0 0	この申告の修正前の申告前	24	翌期へ繰り越す連結欠損金 (別表七の二「5の合計」)	
連結中間申告分の法人税額	12	0 0	この申告の修正前の申告前	25	この申告の修正前の申告前	連結欠損金の当期控除額
差引この申告により納付すべき法人税額 (11)-(12) (別表七の二「5の合計」)	13	0 0	この申告の修正前の申告前	26	翌期へ繰り越す連結欠損金	
法人税額の計算 (1)の金額又は800万円×12相当額のうち少ない金額	27	0 0 0	この申告の修正前の申告前	30	(27)の16%相当額	
(1)のうち年800万円相当額を超える金額 (1)-(27)	28	0 0 0	この申告の修正前の申告前	31	(28)の20%相当額	
連結所得金額 (1) (27)+(28)	29	0 0 0	この申告の修正前の申告前	32	法人税額 (30)+(31)	
土地譲渡税額 (別表三(二)「27」)	33	0	この申告の修正前の申告前	35	土地譲渡税額 (別表三(三)「23」)	0 0
同上 (別表三(二)の二「28」)	34	0	この申告の修正前の申告前			
所得税の額 (別表六の二(一)「6の③」)	36		連結中間申告の場合にはその計算期間		平成 年 月 日	
外国税額 (別表六の二(二)「12」)	37				平成 年 月 日	
計 (36)+(37)	38		還付を受けるようとする金融機関等		銀行 本店・支店 出張所 預金 金庫・組合 出張所 農協・漁協 本所・支所	
控除した金額 (10)	39		口座番号		ゆうちょ銀行の貯金記号番号	
控除しきれなかった金額 (38)-(39)	40		※税務署処理欄			

税理士 署名押印 (印)